

## ISDAクレジットデリバティブ定義集の変更等に伴う CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正について

### I. 改正趣旨

ISDAが公表した文書（Narrowly Tailored Credit Events Supplement to the 2014 ISDA Credit Derivatives Definitions）により、2020年1月27日付でISDAクレジットデリバティブ定義集の修正が予定されていることを踏まえ、ISDAクレジットデリバティブ定義集の変更、修正又は追加にかかる規定を定める等、CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「業務方法書の取扱い」という。）について、別紙のとおり所要の改正を行う。

### II. 改正概要

- |   | (備考)             |
|---|------------------|
| ・CDS清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）で定義されるISDAクレジットデリバティブ定義集に含まれる2014 ISDA Credit Derivatives Definitionsの変更、修正又は追加を、当社が公示により定めるものを除く、ISDAが公表した文書による変更、修正又は追加とする。                                   | ・業務方法書の取扱い第13条の2 |
| ・業務方法書で定義されるSTSに含まれるiTraxx Asia/Pacific Untranch Standard Terms Supplement及びSTS（2010年版）に含まれるiTraxx Japan Untranch Standard Terms Supplementの変更、修正又は追加を、当社が公示により定めるものを除く、公表された文書による変更、修正又は追加とする。 | ・業務方法書の取扱い第15条   |

### III. 施行日

2020年1月27日から施行する。ただし、ISDAクレジットデリバティブ定義集の修正に係る効力発生日の変更が行われた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2020年1月27日以後の当社が定める日から施行する。

以 上

CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(ISDAクレジットデリバティブ定義集の変更、修正又は追加に係る当社の指定)</u></p> <p><u>第13条の2 業務方法書第2条第1項第65号に規定する当社が定める2014 ISDA Credit Derivatives Definitionsの変更、修正又は追加は、ISDAが公表した文書による変更、修正又は追加(当社が公示により定めるものを除く。)</u>とする。</p> <p>(STSに係る当社の指定)</p> <p>第15条 業務方法書第2条第1項第66号に規定する当社が定めるiTraxx Asia/Pacific Untranch Standard Terms Supplementの変更、修正又は追加及び同項第67号に規定する当社が定めるiTraxx Japan Untranch Standard Terms Supplementの変更、修正又は追加は、<u>公表された文書による変更、修正又は追加(当社が公示により定めるものを除く。)</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和2年1月27日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ISDAクレジットデリバティブ定義集の修正に係る効力発生日の変更が行われた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないとして当社が認める場合には、令和2年1月27日以後の当社が定める日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(STSに係る当社の指定)</p> <p>第15条 業務方法書第2条第1項第66号に規定する当社が定めるiTraxx Asia/Pacific Untranch Standard Terms Supplementの変更、修正又は追加及び同第67号に規定する当社が定めるiTraxx Japan Untranch Standard Terms Supplementの変更、修正又は追加は、<u>当社が公示により指定する文書による変更、修正又は追加とする。</u></p>